



☆ SUBARU TIMES ☆ 10月号

消費税増税まであと1年！ 軽減税率のイロハ

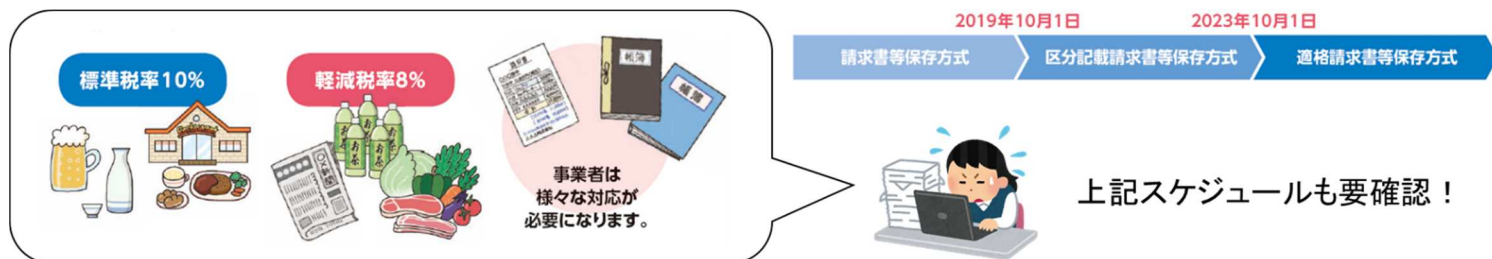
いよいよ1年後の2019年10月1日から消費税が10%へと増税されます。そこで今回は、消費税増税と共に導入される軽減税率について、何がどう変わるのか、どのような対策が必要なのか確認していきます。

軽減税率制度とは？

軽減税率制度とは、消費税率10%への引上げに合わせて実施される制度で、**対象となる品目は増税後も消費税率8%に据置きとなります。**対象となる品目は 飲食料品（お酒や外食サービスを除く） 週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）です。例えばお弁当はテイクアウトならば8%ですが、フードコートで食べる場合は外食とみなされ10%に、ペットフードは食料品から外され10%となるなど、細かなルールもあり注意が必要です。

対象となる業種

食品小売業や新聞販売業だけでなく、**全ての事業者に影響があります。**例えば会社で日刊新聞を購読する場合、食べ物の贈答品や会議用の茶菓等の購入は軽減税率8%の対象となり、消費税額の計算に影響が出ることがあります。



必要な対応について

食品小売業・新聞販売業以外

標準税率(10%)と軽減税率(8%)の両方に対応できるよう、経理システムの変更・改修が必要となります。適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

食品小売業・新聞販売業

日々の業務で適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。そのために日々の売上や仕入れを適用税率別に区分して記帳したり、複数税率に対応したレジへの買換・改修、新しい記載ルールに則った請求書や領収書を発行するなど、事前に準備とシミュレーションが必要となります。

対応に補助金が受けられる場合があります【中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金】

小売業や飲食業で複数税率対応レジに転換するためにシステムの改修やレジの買換が必要な場合も補助金が受けられる可能性があります（A型）。また、食品等の仕入に電子的受発注システムを導入している場合、システムの改修や入替に対して補助金が受けられる場合があります（B型）。申請期限は2019年6月28日です。詳細につきましては、中小企業庁のHPからご確認ください。

ご不明な点、ご質問等ございましたら、いつでも担当者までお尋ねください。